

岬町新型インフルエンザ等対策行動計画
(第2版)

令和8年6月

岬町

目次

はじめに

1. 感染症危機を取り巻く状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法について・・・・・・・・・・ 4
3. 岬町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改訂・・・・・・・・ 5

I. 総論 新型インフルエンザ等対策に関する基本的方針

1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略・・・・・・・・・・ 7
2. 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方・・・・・・・・・・ 8
3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項・・・・・・・・・・ 11
4. 新型インフルエンザ等対策の対策項目について・・・・・・・・・・ 14
5. 新型インフルエンザ等対策行動計画の実効性を確保するための取り組み等・ 16
6. 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担・・・・・・・・・・ 17

II. 各論 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取り組み

- 第1章 実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - 第1節 準備期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - 第2節 初動期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - 第3節 対応期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 第2章 情報収集・共有、リスクコミュニケーション・・・・・・・・ 23
 - 第1節 準備期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
 - 第2節 初動期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
 - 第3節 対応期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 第3章 まん延防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
 - 第1節 準備期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
 - 第2節 初動期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
 - 第3節 対応期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 第4章 ワクチン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
 - 第1節 準備期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
 - 第2節 初動期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
 - 第3節 対応期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 第5章 保健・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

第 1 節	準備期	・ ・ ・ ・ ・	3 7
第 2 節	初動期	・ ・ ・ ・ ・	3 7
第 3 節	対応期	・ ・ ・ ・ ・	3 7
第 6 章	物資	・ ・ ・ ・ ・	3 8
第 1 節	準備期	・ ・ ・ ・ ・	3 8
第 2 節	初動期	・ ・ ・ ・ ・	3 8
第 3 節	対応期	・ ・ ・ ・ ・	3 8
第 7 章	町民生活及び町民経済の安定の確保	・ ・ ・ ・ ・	3 9
第 1 節	準備期	・ ・ ・ ・ ・	3 9
第 2 節	初動期	・ ・ ・ ・ ・	4 0
第 3 節	対応期	・ ・ ・ ・ ・	4 0
参考資料			

はじめに

1. 感染症危機を取り巻く状況

感染症危機は国境を越えて急速に拡大し、大きな健康被害と社会・経済に深刻な影響を与える。世界的規模の開発の進展により先進国のみならず開発途上国等においても急速な都市化や人口密度の増加による感染機会の拡大、動物を介した感染症の増加などが懸念され、未知の感染症が発生した場合に免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）が予測される。

これまでも平成15年の重症急性呼吸器症候群（SARS）や平成21年の新型インフルエンザ（A/H1N1）、ジカウイルス感染症、令和2年以降は新型コロナウイルス感染症が大流行し、大きな健康被害と社会的影響をもたらした。新興感染症等の脅威に私たちは常にさらされていると認識する必要がある。しかし、未知の新興感染症がいつ発生しうのか正確に予知することは困難であり、発生そのものを阻止することは不可能である。

このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要となる。

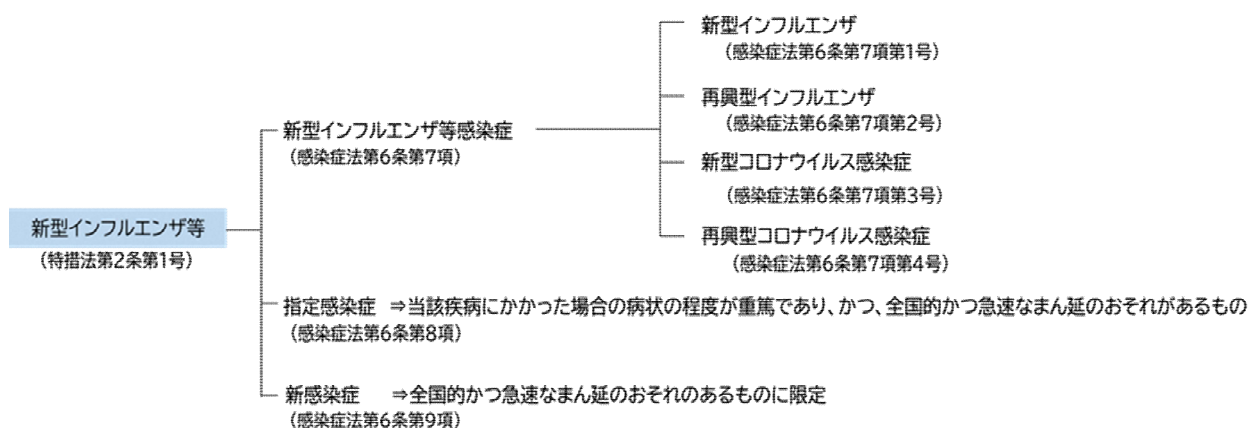
2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法について

新型インフルエンザ等の未知の新興感染症が発生した場合には、ほとんどの人がそのウイルスに対して免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されるため、国家の危機管理として対応する必要がある。平成21年の新型インフルエンザ（A/H1N1）の世界的な流行を受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が制定され、平成25年度には同法に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示した政府行動計画、大阪府行動計画が策定された。

病原性が高い新型インフルエンザや同等の危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小限に抑えることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、新型インフルエンザ等対策の強化を図る。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び社会・経済に重大な影響をおよぼすとして、具体的には①新型インフルエンザ等感染症、②指定感染症、③新感染症である。

【新型インフルエンザ等】



3. 岬町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定

本町では、平成21年の新型インフルエンザ（A／H1N1）の流行を踏まえ、平成21年12月に岬町新型インフルエンザ対策行動計画（暫定版）を策定した後、平成25年6月に策定された政府行動計画及び新型インフルエンザ等対策ガイドライン（以下「政府ガイドライン」という。）、同年9月に策定された大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「府行動計画」という。）と整合性を確保しつつ、特措法第8条に基づき、新たな岬町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）を策定し、新型インフルエンザ対策をおこなってきた。

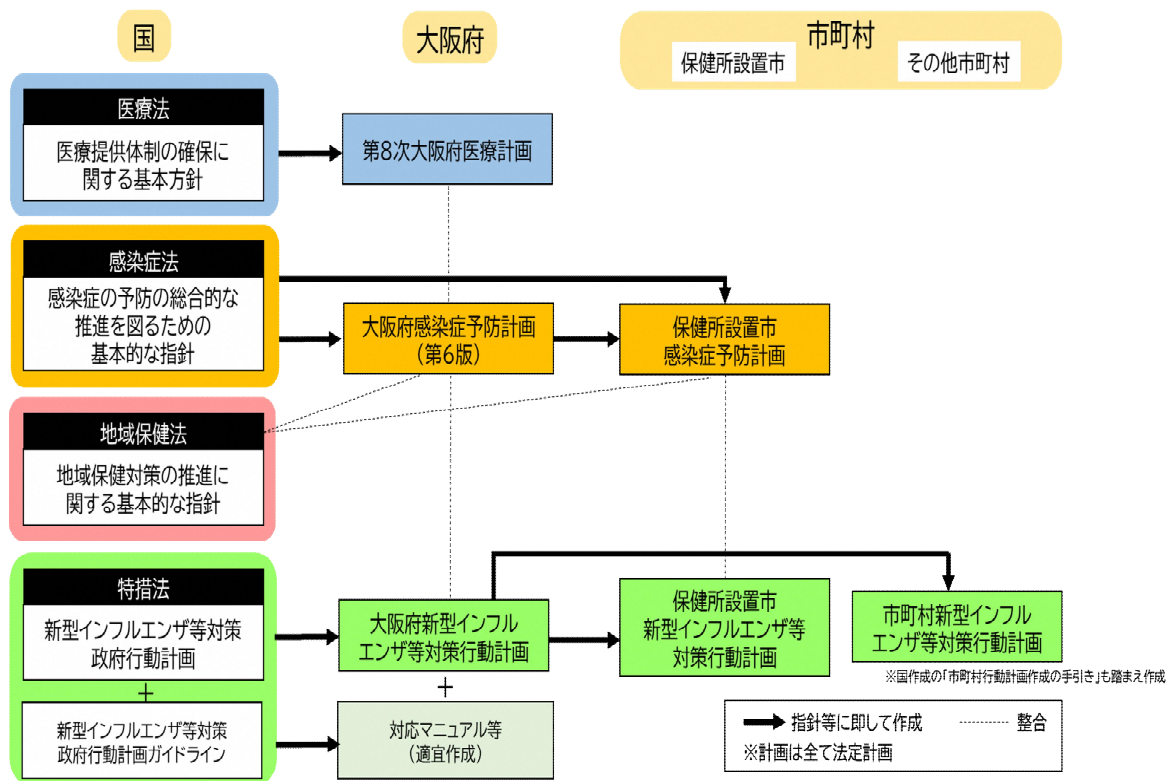
その後、令和2年以降に大流行した新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、令和6年7月に政府行動計画、令和7年3月に府行動計画が全面的に改定された。

新型コロナ感染症対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い呼吸器感染症等による危機に対応できる社会を目指すものである。

本町においても政府行動計画、府行動計画が改定されたことを受け、特措法第8条に基づき、本町における新型コロナ感染症対応を踏まえ町行動計画を改定する。

なお、国や大阪府は必要に応じ適時適切に行動計画の改定を行うとしており、本町においても国、大阪府の動向や町の取り組み状況等を踏まえ、必要に応じて行動計画の改定を検討する。

【保健・医療分野（感染症関連における各計画の体系図）】



I. 総論 新型インフルエンザ等対策に関する基本的方針

1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生を阻止することは不可能です。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入は避けられないと考える。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、住民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には住民の多くが罹患するおそれがあるものであり、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を町政の危機事象上の重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として、国、大阪府、本町、関係機関が相互に連携して対策を講じる。

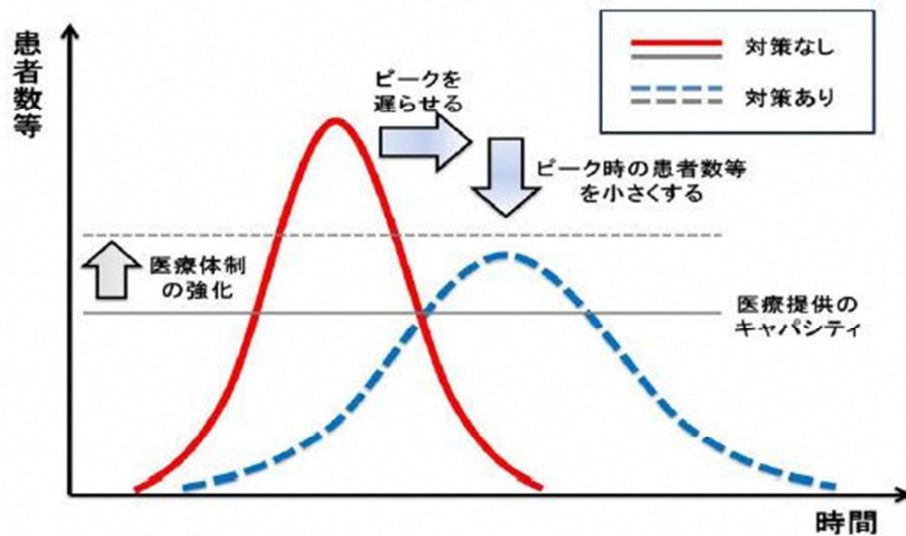
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑制し流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造等の時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重傷者数や死亡者数を減らす。

(2) 住民生活及び住民経済に及ぼす影響が最小限となるようにする。

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、住民生活及び住民経済への影響を軽減するとともに、安定を確保する。
- ・地域での感染対策などにより、欠勤者等の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成や実施等により、医療提供の業務又は住民生活及び住民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

【 対策の効果（概念図） 】



2. 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置く。過去のインフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重し準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

令和6年7月に改定された政府行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特定を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

政府行動計画では、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせ、バランスのとれた戦略をめざすこととしている。

府行動計画においても同様の観点から対策を組み立てることとし、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて、政府行動計画を踏まえ、一連の流れをもった戦略を確立することとしている。

町行動計画においても国、大阪府と同様の観点を踏まえた対策を講じる。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが住民生活及び住民経済に与える影響等を総合的に勘案し、町行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ

等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

また、事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、住民等の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

あわせて、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、大阪府、市町村及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や住民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。

特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合はこれらの公衆衛生対策がより重要となる。

（１）準備期：発生前の段階（平時）

水際対策の実施体制構築に係る国・大阪府との連携、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発への協力と供給体制の整備、住民等に対する啓発や大阪府、町、事業者による業務継続計画等の策定、ＤＸの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。

（２）初動期：国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階

直ちに初動対応の体制に切り替える。新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を行う。海外で発生している段階で、大阪府内の万全の体制を構築するためには、我が国が島国である特性をいかし、国が行う検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせる。

（３）対応期：大阪府内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期

患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬の使用、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピー

ドをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じる。なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行う。

(4) 対応期：大阪府内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期

国、大阪府、町、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や住民生活及び住民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。また、国、大阪府及び町は協議し、地域の実情等に応じて、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮や工夫を行う。

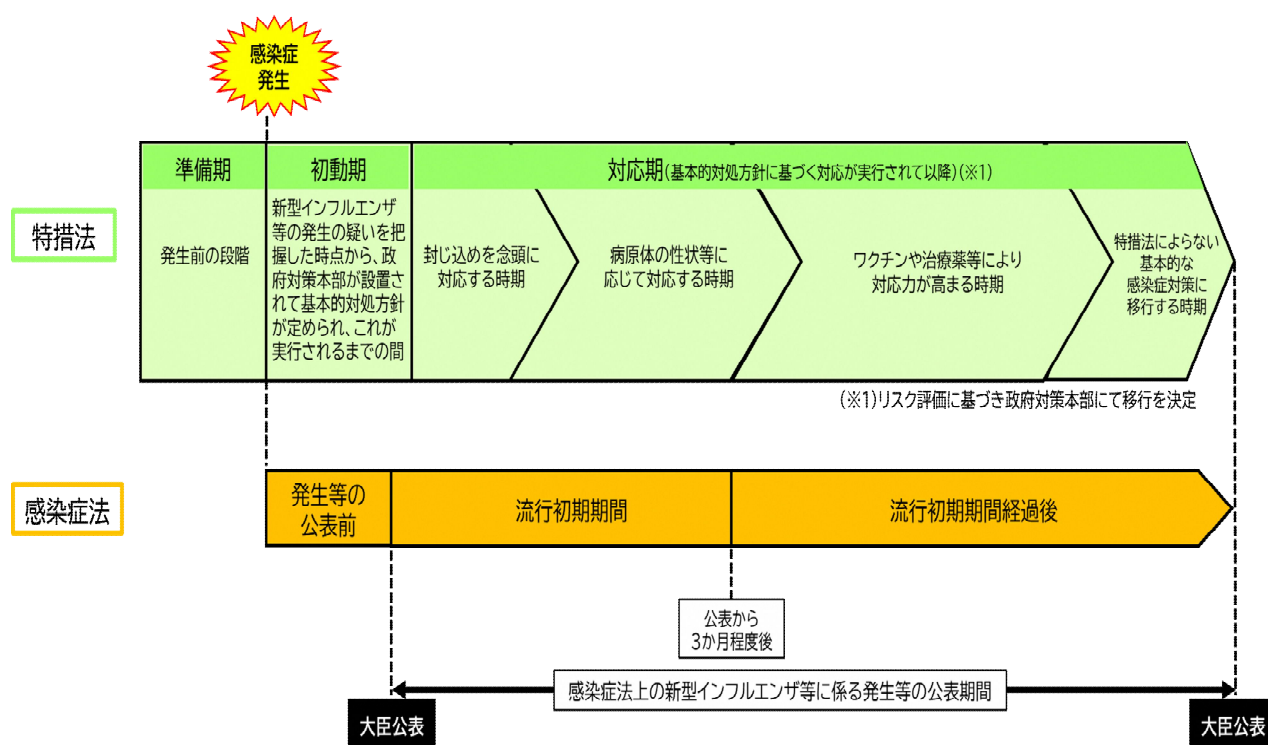
(5) 対応期：ワクチンや治療等により対応力が高まる時期

科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

(6) 対応期：流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行や感染対策の見直しを行う。

【感染症危機における特措法と感染症法による時期区分の考え方（イメージ図）】



※感染症法に基づく流行初期期間は、町行動計画上の初動期の終盤から対応期「病原体の性状等に依りて対応する時期」又は「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」にかけての期間に相当し、流行初期期間経過後は、町行動計画上の対応期「病原体の性状等に依りて対応する時期」又は「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」以降に相当すると考えられる（ただし、一概に定義づけられるものではない）。

3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

大阪府、町又は指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の（ア）から（オ）までの取り組みにより、平時の備えを充実させ、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

（ア）町は、新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整備、将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(イ) 感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が大阪府内で発生した場合も含め様々なシナリオが想定されている。町は感染事

例の探知能力を向上させるとともに、国内外で初発の感染事例が探知された後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(ウ) 関係者や住民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や住民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、町は、国や大阪府の多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

(エ) 医療提供体制、検査体制等、有事への備え

町は、大阪府が実施する感染症法や医療法等の制度改正を踏まえた医療提供体制等の平時の備えの充実をはじめ、有事の際の速やかな対応を可能とする検査体制の整備、ワクチンや治療薬等の研究開発、リスクコミュニケーション等について、平時から府と連携した取り組みを進める。

(オ) DXの推進や人材育成等

DXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化等が期待できることから、町は、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことをめざし、国や大阪府の動向を踏まえ、医療DXを推進する。また、感染症危機管理の対応能力を向上させるため、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行う。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により住民生活及び住民経済への影響を軽減させるとともに、住民が身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保するため、住民生活及び住民の安定を維持するための取り組みが重要である。

このため、以下の(ア)から(オ)までの取り組みにより、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、住民の生命及び健康の保護と住民生活及び住民経済に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(ア) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。町は大阪府、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所等と連携し、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

(イ) 医療提供体制と住民生活及び住民経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には大阪府予防計画及び大阪府医療計画に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、確保した医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。大阪府はリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講じ、町は措置等が円滑に実施するよう協力する。その際、影響を受ける

住民等や事業者を含め、住民生活や住民経済等に与える影響にも十分留意する。

(ウ) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、町は、国が定める参考指標等の状況を踏まえるとともに、必要に応じて大阪府が独自に設定する指標等の状況も踏まえて対策の切替えに対応する。

(エ) 対策項目ごとの時期区分

町は、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、かつ、必要に応じて、国、大阪府の方針を踏まえながら、個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(オ) 住民等の理解や協力を得るための情報提供・共有、リスクコミュニケーション

町の対策に当たっては、住民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の住民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有を行う。こうした取り組みを通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有及び双方向のリスクコミュニケーションにより、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策が国、大阪府により講じられた場合には、人権に十分配慮し、対策の影響を受ける住民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

大阪府及び町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、住民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する偏見・差別、誹謗中傷等は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても住民等の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型イ

ンフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

府対策本部、大阪府対策本部及び町対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

大阪府は、特に必要があると認めるときは、国に対して、特措法に基づく新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

また、町が特に必要があると認めるときは、大阪府に対して、特措法に基づく新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請し、大阪府はその要請の趣旨を尊重し、必要があると認めるときは速やかに所要の総合調整を行う。

(6) 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

町は、大阪府等とともに、感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

(7) 感染症危機下の災害対応

町は、大阪府とともに、感染症危機下の災害対応についても想定し、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の自然災害が発生した場合には、町は、国及び大阪府と互いに連携しながら、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報提供、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、大阪府対策本部及び町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表する。

4. 新型インフルエンザ等の対策項目について

(1) 行動計画の主な対策項目について

町行動計画では、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する」こと及び「住民生活及び住民経済に及ぼす影響を最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切り替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため以下の7項目を行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 住民の生活及び地域経済の安定の確保

(2) 対策項目ごとの基本理念と目標

町行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に向けて、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す各対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

① 実施体制

感染症危機は住民の生命及び健康、社会経済活動に大きな影響を及ぼすことから、危機管理の問題として取り組む必要がある。国、大阪府、近隣自治体、医療機関等と連携を図り、対策を講じる。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関との連携、人材育成、実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。そうした平時における準備とともに、新型インフルエンザ等の発生時には、迅速な情報収集のうえで対策を講じることで、感染症危機の影響が最小となるようにする。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、さまざまな情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。この中で、表現の自由に十分配慮しつつ、科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、住民等が適切に判断・行動できるようにする。

このため、平時から、住民の感染症に対する理解を促すとともに、リスクコミュニケーションのあり方を整理し、体制整備や取り組みを進める。

③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害と社会経済活動への影響を最小限にとどめることを目的とする。まん延防止対策を講じることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収める。特に、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、まん延防止対策は重要な施策となる。

このため、病原体の性状等をふまえ、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、住民に対する注意喚起を行う。

まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施要請を行うにあたっては、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

④ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、住民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めるとは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

そのため、町は、大阪府及び医療機関、関係団体等と共に、平時から接種の具体的な体制や実施方法について検討を行う必要がある。

⑤ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なるため、地域や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施する必要がある。その際、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

⑥ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。そうした物資等の不足により、生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

このため、町は、平時から備蓄等による対策を講じておく。また、新型インフルエンザ等の発生時に不足が懸念される場合には、大阪府と連携して医療機関等で必要な感染症対策物資等が確保されるよう取り組む。

⑦ 生活及び社会経済活動の安定の確保

町は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、生命及び健康、及び社会経済活動への影響が最小限となるよう、必要な対策や支援を行う。事業者や住民等は、平時から必要な準備を行うとともに、発生時には、自ら事業継続や感染防止に努めるよう啓発する。

5. 新型インフルエンザ等行動計画の実効性を確保するための取り組み等

(1) EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進

町行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取り組みについて、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用するEBPMの考え方に基づいて政策を実施する。その前提として、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要である。

(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

町行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、府行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくない

ものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取り組みを継続的に行うことが重要である。

新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取り組みを通じて、平時から機運の維持を図る。

(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。町は大阪府と連携しながら、訓練の実施やそれに基づく点検・改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、関係機関に働き掛けを行う。

(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

国は、定期的なフォローアップを通じた取り組みの改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに、政府行動計画の改定について必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるとしている。

町は、政府行動計画及び府行動計画の改定等を踏まえて、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、必要に応じ、行動計画の見直しを行う。

なお、上記の期間にかかわらず、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われ、その対応経験を基に政府行動計画等が見直された場合は、大阪府及び町は、必要に応じ、行動計画について所要の見直しを行う。

6. 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、WHO（世界保健機関）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

さらに、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。こうした取り組み等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、平時には、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。また、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取り組みを総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見

を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【大阪府の役割】

都道府県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

このため、大阪府は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備すること、民間検査機関又は医療機関と検査措置協定を締結し、検査体制を構築することや民間宿泊業者等と宿泊施設確保措置協定を締結し、宿泊施設を確保すること、保健所体制を整備すること、感染症に関する人材を育成することについて、計画的に準備を行う。これにより、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取り組みにおいては、大阪府が設置する各会議等を通じ、関係機関等と協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取り組み状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取り組みを実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

新型インフルエンザ等への対応では地方公共団体の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、地方公共団体間の広域的な連携についても積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

そのため、大阪府は、複数の都道府県にわたり新型インフルエンザ等が発生した場合、関係する都道府県で構成される対策連絡協議会の設置や、関西広域連合又は関係する都道府県との間で、感染症の発生の動向等の情報提供・共有、感染予防・まん延防止に係る対策等、連携体制を強化し、広域で感染症対策を進める。

【大阪府保健所の役割】

大阪府保健所は感染症危機の発生に備えて、平時から計画的に体制整備、人材確保・育成、関係機関との連携強化等を進める。とりわけ管内の感染症指定医療機関である地方独立行政法人りんくう総合医療センターや感染対策向上加算算定医療機関、医師会、消防機関、市町とは常時連携を図り、情報共有及び対応訓練を実施する。

新型インフルエンザ等の発生時には地域における感染症対策の中核的機関として、感染症情報の収集分析・関係機関との連携等、感染症の発生及びまん延防止のための取り組みを推進する。

なお、本町を所管するのは大阪府泉佐野保健所である。

【町の役割】

町は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、大阪府や近隣の市町、関係団体等と緊密な連携を図る。

平時においては、政府行動計画や府行動計画等を踏まえ、町が実施主体となる住民の生活支援等の対策に関し、実情に応じたマニュアル等を作成するなど準備を行う。

国内で新型インフルエンザ等の発生が確認された初動期においては、町長を会長とする新型インフルエンザ等対策連絡会議を設置し情報収集、事前準備を行い、感染が拡大し緊急事態宣言が発出された対応期においては、町長が町対策本部を設置し、国及び府の方針を踏まえた町の対策を実施する。

本部長	町長
副本部長	副町長・教育長
本部員	泉州南消防組合泉州南広域消防本部岬消防所長 大阪広域水道事業団事業管理泉南地域水道センター所長、危機管理監 まちづくり戦略室長、まちづくり戦略室理事 総務部長、財政改革部長、財政改革部理事 しあわせ創造部長、しあわせ創造部理事 都市整備部長、都市整備部理事 会計室理事、教育委員会事務局教育次長 教育委員会事務局理事、議会事務局長

（３）地方衛生研究所の役割

地方衛生研究所は、感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関として、国立健康危機管理研究機構や他の地方衛生研究所、検疫所、大阪府等の関係部局及び保健所との連携の下、感染症及び病原体等の調査、研究、試験検査並びに感染症及び病原体等に関する情報等の収集、分析及び公表を行う。

特に、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所は、これらの取り組みを行うに当たり、平時より、大阪公立大学大阪国際感染症研究センター（O I R C I D）や大阪大学感染症総合教育研究拠点（C i D E R）等の大学・研究機関等との連携を進めるとともに、大阪府等に対し、研究所が有する技術及び知見を提供しつつ、最新の知見・情報を踏まえた感染症対策等への助言や提言を行う。特に、平時から情報収集・分析やリスク評価を行うための体制を構築し、運用するとともに、有事には、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行い、大阪府を始め関係機関等に当該情報等を報告する。

（４）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、平時から、地域における医療提供体制の確保のため、大阪府と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、患者の診療体制を含

めた、業務継続計画の策定及び都道府県連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、大阪府からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(5) 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者の役割

登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の住民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、平時から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(7) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(8) 住民の役割

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等に関する知識を得るとともに、日頃の健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種等の実施状況等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

Ⅱ. 各論 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取り組み

第1章 実施体制

第1節 準備期（平時）

1-1. 実践的な訓練の実施

町は、政府行動計画及び府行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を大阪府、大阪府泉佐野保健所、関係機関と連携のもと訓練を実施するとともに、情報交換等を始めとした連携体制を整備する。

《危機管理担当、保健センター》

1-2. 町行動計画等の作成や体制整備・強化

① 町は、町行動計画を作成・変更する。町は町行動計画を作成・変更する際にはあらかじめ、大阪府泉佐野保健所長及び大阪府感染症対策担当部局など感染症に関する専門的な知識を有する者、その他の学識経験者の意見を聴く。

② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。

③ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。

《危機管理担当、保健センター》

1-3. 国及び大阪府等の連携の強化

① 国、大阪府、町及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、感染症専門医の指導のもと、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。

② 国、大阪府、町及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。

《危機管理担当、保健センター、関係部局》

第2節 初動期

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

① 国が政府対策本部を設置した場合や大阪府が大阪府対策本部を設置した場合において、町は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

《危機管理担当、保健センター》

② 町は、必要に応じて、準備期 1-2 を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

《危機管理担当、人事担当、保健センター》

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

《財政改革課、関係部局》

第3節 対応期

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

《危機管理担当、保健センター》

3-1-1. 体制整備・強化

町は、初動期に引き続き、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

3-1-2. 職員の派遣・応援への対応

① 町は、新型インフルエンザ等のまん延により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたと認めるときは、大阪府に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

② 町は、町内に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めたときは、他の町村に対して応援を求める。

《危機管理担当、人事担当、保健センター、関係部局》

3-1-3. 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

《財政改革課、関係部局》

3-2. 緊急事態措置の検討等について

3-2-1. 緊急事態措置の手続き

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置する。

町は町内に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

《危機管理担当、保健センター》

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1. 町対策本部の廃止

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。

《危機管理担当、保健センター》

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における住民等への情報提供・共有

1-1-1. 町における情報提供・共有について

地域における住民に対する情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいて、町の果たす役割は大きい。町においては、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」第1章及び第2章に掲げられた国の取り組みに関する留意事項等を参考とするほか、大阪府や近隣町等の対応も参考にしつつ、国及び大阪府から提供される感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策、感染症の発生状況、発生時にとるべき行動、その他対策、感染者や家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等への対応について、地域の実情を踏まえた説明を行う。

準備期から住民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い町による情報提供・共有について、有用な情報源として住民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、コールセンター等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。また、地域の特産品やランドマーク、なじみのあるキャラクターなどをメッセージや情報提供・共有の方法に取り込むことで、分かりやすく行動変容につながりやすい情報提供・共有の工夫を行う。

1-1-2. 大阪府と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して大阪府から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。こうしたことを踏まえ、町長は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など大阪府知事が必要と認める情報の提供を受けることがあるとされている有事における円滑な連携のため、当該情報連携について大阪府と町の行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ両方で協議する。

1-1-3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取り組みの推進

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

《保健センター、教育委員会、関係部局》

第2節 初動期

2-1. 情報提供・共有について

2-1-1. 町における情報提供・共有について

町においては、国の取り組みに関する留意事項を参考とするほか、大阪府や近隣市町等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明を行う。準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

2-1-2. 大阪府と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型

インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して大阪府から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

《危機管理担当、保健センター、関係部局》

第3節 対応期

3-1. 情報提供・共有について

3-1-1. 町における情報提供・共有について

町においては、国の取り組みに関する留意事項を参考とするほか、大阪府や近隣市町等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明を行う。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

3-1-2. 大阪府と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して大阪府から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。

3-2. 基本的方針

3-2-1. 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。

《危機管理担当、保健センター、関係部局》

第3章 まん延防止

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 町は、住民に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。また学校や高齢者施設等は基本的な感染対策を実施する。

《保健センター、教育委員会》

- ② 町は、平時から感染防止対策に必要な物品を備蓄する。

《危機管理担当、保健センター、関係部局》

1-2. 水際対策

関西国際空港が近接することから、国外から感染症が侵入する可能性が高いこともあり、町は大阪府泉佐野保健所や地方独立行政法人りんくう総合医療センターと日頃から連携した取り組みや情報収集に努める。

※地方独立行政法人りんくう総合医療センター

：感染救急対応の機能を持つ特定感染症指定医療機関

《保健センター》

第2節 初動期

2-1. 町内のまん延防止対策の準備

町は、国または府からの要請をうけて、感染症専門医や大阪府泉佐野保健所の指導のもと、業務継続計画等に基づく対応の準備を行う。

《危機管理担当、保健センター》

2-2. 感染対策の実施

町は、住民及び教育・保育施設、福祉施設、事業所、公共交通機関等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実施するよう促す。

《危機管理担当、保健センター、教育委員会》

第3節 対応期

3-1. 町内のまん延防止対策

町は、新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、国や大阪府が示すまん延防止対策を講じることで、医療のひっ迫を回避し、住民の生活や健康を保護する。

《危機管理担当、保健センター》

第4章 ワクチン¹

第1節 準備期

新型インフルエンザ等の発生時に、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給の上、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

町は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

《保健センター》

表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。 代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等

1-2. ワクチンの供給体制

町は、実際にワクチンを供給するに当たっては、ワクチン配送事業者の手配のため随時事業者の状況を把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、泉佐野泉南医師会等の医療関係団体等と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

《保健センター》

¹ 特措法第8条第2項第2号ロ（住民に対する予防接種の実施）に対応する記載事項。
住民への予防接種の実施の方法（実施場所・協力医療機関等）を記載する。

1-3. 接種体制

1-3-1. 接種体制の構築

町は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

《保健センター》

1-3-2. 特定接種

特措法第28条に基づく特定接種に関して、平時から対象者の把握等準備を行う。

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町の地方公務員については、当該地方公務員の所属する町を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち住民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため、町は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

- ② 特定接種の対象となり得る地方公務員については、所属する町が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

《保健センター》

1-3-3. 住民接種

予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく住民接種に関し、平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- （ア）町は、国または府等の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る²。

- a 町は、住民接種については、厚生労働省及び大阪府の協力を得ながら、希望する住民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列举する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、泉佐野泉南医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。
- i 接種対象者数
 - ii 町の人員体制の確保
 - iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - iv 接種場所の確保（医療機関、保健所、保健センター、学校等）及び運営方法の策定
 - v 接種に必要な資材等の確保
 - vi 国、大阪府及び町、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
 - vii 接種に関する住民への周知方法の策定
- b 町は、表2を参考に医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。

また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は大阪府の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討する。

表 2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の 7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6 歳未満）	D	
乳児	人口統計（1 歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1 歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の 2 倍に相当
小学生 中学生 高校生相当	人口統計（6 歳-18 歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65 歳以上）	G	
医療従事者	対象地域の人口の 3%	H1	
高齢者施設の従事者	対象地域の人口の 1.5%	H2	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	I	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G + H1 + H2) = I$

※乳児（1 歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- c 町は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定すること。特に、接種対象者を 1 か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、町は、個別接種、集団的接種いずれの場合も、泉佐野泉南医師会や医療機関等の協力を得て、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得る。
- d 町は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こら

ないよう配置を検討すること。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮すること。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、泉佐野泉南医師会等と委託契約を締結し、泉佐野泉南医師会等が運営を行うことも可能である。

- (イ) 町は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する町以外の地域において接種を可能にするよう取り組みを進める。
- (ウ) 町は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

《保健センター》

1-4. 情報提供・共有

1-4-1. 住民への対応

- ① 町は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、住民に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行う。
また、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について、ホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、住民の理解促進を図る。
- ② WHOが表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、町は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取り組みを進める。

1-4-2. 町における対応

町は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。

1-4-3. 予防接種担当部署以外の分野との連携

予防接種担当部署は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び予防接種担当部署以外の分野、具体的には商工労働担当部署、介護保険担当部署、障がい者福祉担当部署等との連携及び協力が重要であり、その強化に努める。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、予防接種担当部署は、町教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を町教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取り組みに努める必要がある。

《保健センター、教育委員会》

1-5. DXの推進

- ① 町は、町が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- ② 町は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。
- ③ 町は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を町民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

《保健センター、デジタル推進課》

第2節 初動期

国や大阪府の方針に基づき、接種体制の必要な準備を進める。

2-1. 接種体制

2-1-1. ワクチンの接種に必要な資材の確保

町は、第4章第1節1-2において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

2-2. 接種体制

2-2-1. 接種体制の構築

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

《保健センター》

2-2-2. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、大阪府及び町は、泉佐野泉南医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、町は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて地域医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

《保健センター》

2-2-3. 住民接種

- ① 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

《保健センター》

- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。

《保健センター、人事担当、関係部署》

- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定し

た上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、大阪府の保護施設担当部局及び福祉事務所、町介護保険担当部署、障がい者福祉担当部署と予防接種担当部署が連携し行う（調整を要する施設等及びその被接種者数を介護保険担当部署、障がい者福祉担当部署又は大阪府の保護施設担当部局及び福祉事務所が中心に取りまとめ、接種に係る医師会等の調整等は予防接種担当部署と連携し行うこと等）。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は泉佐野泉南医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- ⑤ 町は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、泉佐野泉南医師会、近隣町村、大阪府、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健所・保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。また、状況に応じて、国や大阪府に対して、町の接種の負担を軽減するため、大規模接種会場を設けることを要請する。
- ⑥ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は大阪府の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- ⑦ 町は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。
- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行う。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者とする。）、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当する。
- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ泉佐野泉南医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療

や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、大阪府、大阪府医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保すること。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て町が準備するが、泉佐野泉南医師会等から一定程度持参してもらう等、事前に検討を行う。また、町が独自で調達する場合、取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、以下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等

- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じる。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談する。
- ⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

《保健センター》

第3節 対応期

国の方針に基づき、構築した接種体制の下、接種を希望する住民が迅速に接種を受けられるようにするとともに、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行う。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

3-1. ワクチンや必要な資材の供給

- ① 町は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、第4章第1節を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ② 町は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、町に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- ③ 町は、国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、大阪府を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。
- ④ 町は、国からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、大阪府を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。

《保健センター》

3-2. 接種体制

- ① 町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国の方針に基づき追加接種を行う場合、混乱なく円滑に接種が進められるように、国や府、医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

《保健センター》

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が特定接種を実施することを決定した場合において、町は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

《保健センター》

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種の準備

町は国及び府等と連携し、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、予防接種の準備を行う。

3-2-2-2. 予防接種体制の構築

- ① 町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に町において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 町は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。

- ③ 町は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、町は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。
- ⑥ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

《保健センター》

3-2-2-3. 接種に関する情報提供・共有

- ① 町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ② 町が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。
- ③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

《保健センター》

3-2-2-4. 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

《高齢福祉課、地域福祉課、保健センター》

3-2-2-5. 接種記録の管理

国、大阪府及び町は、他町村間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

《保健センター》

3-3. 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は町となる。
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた町とする。
- ③ 町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

《保健センター》

3-4. ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

町は、ワクチンの安全性について、国において収集・整理される、医療機関等からの予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報や最新の科学的知見、海外の動向等の情報に基づき、適切な安全対策や住民への適切な情報提供・共有を行う。

《保健センター》

3-5. 情報提供・共有

- ① 町は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、府民に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行う。
また、町民に対し、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者や接種頻度、副反応疑い報告及び健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行う。
くわえて、町民が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報に基づき、科学的に正確でない受け取られ方がなされ得る情報への対応を行う。
- ② 町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について町民への周知・共有を行う。
- ③ 町は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- ④ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、町は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

《保健センター》

3-6. 特定接種に係る対応

町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

3-7. 住民接種に係る対応

- ① 町は、実施主体として、町民からの基本的な相談に応じる。
- ② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
 - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、広報に当たっては、町は、次のような点に留意する。
 - a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
 - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
 - c 接種の時期、方法など、国民一人一人がどのように対応すべきかについて、分かりやすく伝える。

第5章 保健

第1節 準備期

1-1. 人材の確保

- ①町は、所属する保健師等を応援職員として府管轄保健所へ派遣できるよう必要な取り組みを推進する。
- ②町は、健康危機管理を含めた地域保健施策の推進のため、統括保健師の配置について検討する。

《保健センター》

1-2. 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

1-2-1. さまざまな主体との連携体制の構築について

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、大阪府泉佐野保健所が設置する会議体等を活用し、平時から保健所のみならず、近隣町、医療機関、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

《保健センター》

第2節 初動期

2-1. 町民への情報発信・共有の開始

町は、必要に応じ大阪府等が設置する相談センターの周知や国、大阪府、大阪府泉佐野保健所による町民への情報提供について、協力を行う。

《保健センター》

第3節 対応期

3-1. 主な対応業務の実施

3-1-1. 健康観察及び生活支援

- ①町は、大阪府が実施する健康観察に協力する。
- ②町は、大阪府から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、大阪府が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

《保健センター》

3-1-2. 相談対応

町は、有症状者等からの相談に対し、大阪府等が設置する相談センターを案内し、感染したおそれのある者が速やかに発熱外来等の受診につながるよう支援する。

《保健センター》

第6章 物資¹

第1節 準備期

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等²

①町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する³。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる⁴。

②町は、国及び大阪府からの依頼を受けて、消防機関へ最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう要請し、必要な支援を検討する。

《危機管理担当、保健センター》

第2節 初動期

2-1. 感染症対策物資等の備蓄等

町は、感染症対策物資等の需給状況の確認を適切に行い、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

感染症対策物資等の不足が見込まれる場合は、事業者と連携しながら必要量の確保に努める。また、感染症対策物資等の不足が生じている医療機関等に対し、必要に応じて町の備蓄分から配布の準備を進める。不足する時は、国及び大阪府に必要な対応を要請する。

《危機管理担当、保健センター》

第3節 対応期

3-1. 感染症対策物資等の備蓄等

町は、初動期に引き続き、感染症対策物資等の需給状況の確認を適切に行い、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

感染症対策の実施及び事業継続のため、必要に応じて庁内に備蓄品を配布する。

《危機管理担当、保健センター、関係部署》

1 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項

2 ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

3 特措法第10条

4 特措法第11条

第7章 町民生活及び町民経済の安定の確保

第1節 準備期

1-1. 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時に、町民生活及び町民経済への影響に関する情報収集を行うため、国や大阪府との情報共有体制を整備する。また、町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、庁内及び関係機関との連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

《危機管理担当、保健センター》

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、全ての支援対象に対して迅速に情報が届くようにすることに留意する。

《危機管理担当、保健センター、関係部局》

1-3. 物資及び資材の備蓄等

- ① 町は、町行動計画に基づき、備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

《危機管理担当、保健センター》

- ② 町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを推奨する。

《危機管理担当、保健センター》

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、大阪府と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

《危機管理担当、高齢福祉課、地域福祉課、保健センター》

1-5. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

- ① 町は、大阪府の火葬体制を踏まえ、町内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。その際には戸籍事務担当部局等の関係機関との調整を行う。

《生活環境課、住民課》

- ② 町は、大阪府と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

《生活環境課、関係部局》

第2節 初動期

2-1. 事業継続に向けた準備等の周知

- ① 町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる従業員等への休暇取得、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう周知する。

《危機管理担当、保健センター》

- ② 町は、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう推奨する。

《危機管理担当、保健センター》

2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する町民等及び事業者への呼び掛け

町は、町民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

《産業観光促進課、関係部局》

2-3. 遺体の火葬・安置

町は、大阪府を通じて国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

《生活環境課、関係部局》

第3節 対応期

3-1. 町民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 生活関連物資等の安定供給に関する町民等及び事業者への呼び掛け

町は、町民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

《産業観光促進課、関係部局》

3-1-2. 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じる。

《地域福祉課、保健センター、教育委員会》

3-1-3. 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

《危機管理担当、高齢福祉課、地域福祉課、保健センター》

3-1-4. 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取り組み等の必要な支援を行う。

《教育委員会》

3-1-5. サービス水準に係る町民への周知

町は、必要に応じて、町民等に対し、新型インフルエンザ等の感染拡大時にサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、理解を得るよう努める。

《保健センター、関係部局》

3-1-6. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 町は、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、国が実施する調査・監視を踏まえ、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

《産業観光促進課、関係部局》

- ② 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、行動計画に基づき、適切な措置を講じる。

《産業観光促進課、関係部局》

- ③ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は町民の社会経済活動上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じる。

《危機管理担当、保健センター、関係部局》

- ④ 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

《産業観光促進課、関係部局》

3-1-7. 埋葬・火葬の特例等

町は、初動期の対応を継続して行うとともに、必要に応じて大阪府と連携し以下の対応を行う。

- ① 町は、大阪府を通じて国からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施

できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。

- ③ 町は、大阪府の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- ④ 町は、大阪府を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ⑤ 町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、大阪府から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

《生活環境課、関係部局》

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業継続に関する事業者への周知等

町は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を周知する。

《危機管理担当、保健センター、関係部署》

3-2-2. 事業者に対する支援

町は、国及び大阪府の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民生活及び町民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講じる。

《産業観光促進課、関係部署》

3-2-3. 町民生活及び町民経済の安定に関する措置

新型インフルエンザ等緊急事態において、町民生活及び町民経済の安定のため、以下の必要な措置を講じる。

① ごみ、し尿の収集・運搬

町は、一般廃棄物及びし尿の収集・運搬を適正に実施するために必要な措置を講じる。

② 下水道事業

町は、下水道事業を安定して実施するために必要な措置を講じる。

③ 上水道事業

町は、大阪広域水道企業に対し、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じるよう要請する。

《生活環境課、下水道課、大阪広域水道企業団》

3-3. 町民生活及び町民経済の両方の安定の確保を対象とした対応

3-3-1. 雇用への影響に関する支援

町は、国及び大阪府の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による雇用への影響を考慮し、必要な支援を行う。

《産業観光促進課、関係部署》

3-3-2. 町民生活及び町民経済に及ぼす影響を緩和するその他の支援

町は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた町民生活及び町民経済へのその他の影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。

《産業観光促進課、関係部署》

参考資料

略称・用語	内容
医療計画	医療法第 30 条の 4 第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画 ※府が作成する当該計画は、「府医療計画」とする。
医療措置協定	感染症法第 36 条の3第1項に規定する、府と府域内にある医療機関との間で締結する協定
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつその研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問
関係省庁対策会議	新型インフルエンザ等対策閣僚会議を補佐する、新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について(平成 16 年3月2 日関係省庁申合せ)」に基づき開催
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者(新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者
患者等	患者及び感染したおそれのある者
感染性	学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことをさす用語であるが、府行動計画では、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことをさす言葉として用いている。 なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」をさす用語として「伝播性」が使用される。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態
感染症サーベイランスシステム	感染症法第 12 条や第 14 条等の規定に基づき届出された情報等を集計及び提供・共有するために活用されているシステムであり、新型コロナ対応で活用した健康観察機能も有している。
感染症試験研究等機関	感染症法第 15 条第 16 項に定める感染症の治療の方法の研究、病原体等の検査その他の感染症に関する試験研究又は検査を行う機関
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第1項に規定する医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下「薬機法」という。))第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(薬機法第2条第4項に規定する医療機器)、個人防護具(着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材

感染症発生 動向調査	国内外における感染症に関する情報の収集、分析並びに府民等及び医師等医療関係者への公表のこと
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号)
季節性インフル エンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起こらない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症
基本的対処 方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの
業務計画	特措法第 9 条第 1 項の規定により、指定公共機関又は指定地方公共機関が、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、作成する計画
業務継続計画 (BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画
居宅等待機者 等	検疫法第 14 条第 1 項第 4 号及び第 16 条の 3 第 1 項(これらの規定を同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。)の規定に基づき、検疫所長より、居宅等での待機要請を受けた者。又は、検疫法第 14 条第 1 項第 3 号及び第 16 条の 2 第 2 項(これらの規定を同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。)の規定に基づき、検疫所長より感染したおそれのある者に対し、一定期間(当該感染症の潜伏期間を考慮して定める期間)、居宅又はこれに相当する場所から外出しないことを求められた者
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
緊急物資	特措法第 54 条に規定する、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること

公的医療機関等	感染症法第 36 条の2第1項の規定に基づく公的医療機関等
行動計画	特措法に基づき、政府、都道府県又は町村が策定する新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画 ※政府が策定するものについては、「政府行動計画」とする。 府が策定するものについては、「府行動計画」とする。 町村が策定するものについては、「町村行動計画」とする。
国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和7年4月に設立。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具
サーベイランス	新型インフルエンザ等の発生時に患者の発生動向や海外からの病原体の流入等を体系的かつ統一的手法で、持続的かつ重層的に収集・分析を行う取り組み
酸素飽和度	血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合
施設管理者等	学校等の多数の者が利用する施設(新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年政令第122号)第11条に規定する施設に限る。)を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者
自宅療養者等	自宅療養者、宿泊療養者又は高齢者施設等若しくは障がい者施設等での療養者 ※高齢者施設等は、特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設も含む。))、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、保護施設(生活保護法に規定する救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設)をさす ※障がい者施設等は、障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、共同生活援助をさす
指定行政機関	国の行政機関であって、政令で指定するものをいう。
指定(地方)公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。 大阪府指定地方公共機関は、医療関係機関等、医薬品等卸販売業者、ガス事業者、貨物運送事業者、鉄道事業者等を指定している。
住民接種	特措法第 27 条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと

新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症(感染症法第14条の報告に係るものに限る。)及び同条第9項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。 府行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等対策閣僚会議	新型インフルエンザ等の発生に備え、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、全閣僚が出席する会議 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について(平成23年9月20日閣議口頭了解)」に基づき開催
新型インフルエンザ等に係る発生等の公表	感染症法第44条の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第16条第1項に定める情報等を公表すること
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態
新型インフルエンザ等対策推進会議	特措法第70条の2の2に規定する新型インフルエンザ等対策の推進を図るための会議
新型コロナ	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)。病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関(WHO)に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるもの
新型コロナウイルス感染症等	感染症法第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症
迅速検査キット	簡便に実施し速やかに結果を判断可能な検査キット。一般に抗原定性検査が用いられており、PCR検査や抗原定量検査に比べると、簡易かつ迅速に結果を得ることが可能である。
生活関連物資等	食料品や生活必需品、その他の府民生活との関連性が高い又は府民経済上重要な物資
積極的疫学調査	感染症法第15条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査
全数把握	感染症法第12条の規定に基づき、全ての医師が届出を行う感染症(全数把握)の患者の発生の届出を行うもの
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口

双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む府民等が適切に判断・行動することができるよう、地方公共団体による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション
対策本部	特措法に基づき設置される新型インフルエンザ等対策本部をさす。 ※政府が特措法第 15 条第 1 項に基づき設置する本部は、「政府対策本部」とする。 府が特措法第 22 条第 1 項に基づき設置する本部は、「府対策本部」とする。 町村が、特措法第 34 条第 1 項に基づき、緊急事態宣言がなされたときに設置する本部は、「町村対策本部」とする。
地域保健対策の推進に関する基本的な指針	地域保健法第 4 条の規定に基づき、厚生労働大臣が地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るために定める指針
地方衛生研究所	地域保健法第 26 条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関(当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関。)をいう
地方公共団体	大阪府及び市町村(保健所設置市を含む。)
定点把握	感染症法第 14 条の規定に基づき、都道府県が指定した医療機関のみが届出を行う感染症の患者の発生を把握する方法
登録事業者	特措法 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの
特措法	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと 特定接種の対象となり得る者は、 ①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの(登録事業者)のうちこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。) ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員 ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。
特定物資	特措法第 55 条に規定する緊急事態措置の実施に必要な物資(医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。)であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの

偽・誤情報	いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器
病原性	学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことをさす用語であるが、府行動計画では、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」をさす言葉として用いている。 なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」をさす用語として「毒力」が使用される。
府等	府及び保健所設置市(地域保健法施行令(昭和23年政令第77号)第1条に定める市)(保健所及び地方衛生研究所を含む。)
府民等	府に居住する住民及び府に通勤・通学や観光等で来訪する他都道府県民等 ※府に居住する住民のみをさす場合は、「府民」とする。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
平時	患者発生後の対応時以外の状態(準備期)
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。 第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画 ※府が作成する計画は「府予防計画」とする。
リスクコミュニケーション	関係する多様な主体が相互に、リスク情報とその見方を共有し、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)につなげていくための活動
リスク評価	情報収集・分析を通じ、リスクの程度を評価し、その分析結果の提供を行う体系的なプロセスをさす。 感染症のリスク評価は、感染症が公衆衛生に影響を及ぼす可能性とその影響の程度を評価し、効果的な対策の意思決定に活用することを目的とする。
臨床像	潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称
流行状況が	患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にある

収束する	こと
流行初期医療 確保措置	感染症法第36条の9第1項に規定する、都道府県が病床確保により患者等を入院させ必要な医療を提供する医療機関又は発熱外来において患者等の診療を行う医療機関に対し、流行初期における医療の確保に要する費用を支給する措置 具体的には、新型インフルエンザ等に係る発生等の公表が行われた日の属する月から政令で定める期間が経過する日の属する月までの期間において、同感染症の発生後の初期の段階から当該感染症に係る医療を提供する体制を迅速かつ適確に構築するための措置(以下「医療協定等措置」という。)を講じたと認められる場合であって、当該医療機関の診療報酬の額として政令により算出した額が、感染症流行前の直近の同月における額を下回った場合、感染症法に基づき、当該医療機関(医療協定等措置の基準を満たす内容の協定を締結した医療機関に限る。)に対し、流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置をいう。 医療協定等措置の基準については、「大阪府流行初期医療確保措置に関する基準を定める規則」に定める。
流行初期期間	新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後3か月程度 ※ただし、「保健」の項目においては、期間が異なるため、別途期間を明記しています。
流行初期期間 経過後	新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後から6か月程度以内 ※ただし、「保健」の項目においては、期間が異なるため、別途期間を明記しています。
EBPM	エビデンスに基づく政策立案(Evidence-Based Policy Making の略)。 ①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり(ロジック)を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス(根拠)を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取り組み
ICT	Information and Communication Technology の略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやAI等が含まれる。
PCR	ポリメラーゼ連鎖反応(Polymerase Chain Reaction の略)。 DNAを増幅するための原理であり、特定のDNA断片(数百から数千塩基対)だけを選択的に増幅させることができる。
PDCA	Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ

1. 岬町健康づくり委員会規約

制 定 昭和50年12月1日

全部改定 平成26年 4月1日

(設置)

第1条 健康増進法に基づく住民の健康増進の推進に関する施策等についての計画策定(以下「計画」という。)及び保健医療行政の推進にあたり、関係者等の幅広い参画を得て、その意見を反映させることを目的として、岬町健康づくり委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) その他保健医療体制を含む健康づくり対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 関係団体を代表する者
- (5) 公募による者
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前条第2項第1号に規定する者にあつては、その在任期間内とする。
- 3 欠員により補充された委員の任期は前任者の在任期間とする。
- 4 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は委員の職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会は、所掌事項を遂行するため、必要があると認めるときは、直接関係者による小委員会を設置することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健医療施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第9条 この規約で定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則(昭和50年12月1日)

この規約は、昭和50年12月1日から施行する。

附 則(昭和61年4月1日)

この規約は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年7月1日)

この規約は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則(平成4年4月1日)

この規約は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年4月1日)

この規約は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成11年4月1日)

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成16年6月1日)

この規約は、平成16年6月1日から施行する。

附 則(平成18年6月1日)

この規約は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成23年6月1日)

この規約は、平成23年6月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日)

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

2. 岬町健康づくり委員会 健康増進・食育推進計画策定委員会名簿

(順不同)

氏 名	役 職 名	委 嘱 日	備 考
森脇 俊	大阪府泉佐野保健所長	R 7 . 6 . 1	
大里 武智	岬町議会厚生委員長	R 7 . 6 . 1	
河野 あゆみ	大阪公立大学 看護学部地域包括ケア科学教授	R 6 . 6 . 1	委員長
江川 博	泉佐野泉南医師会岬町代表	R 6 . 6 . 1	副委員長
戸口 能全	泉佐野泉南歯科医師会岬町代表	R 7 . 6 . 1	
八田 守也	泉南薬剤師会長	R 6 . 6 . 1	
西本 幹生	岬町国保運営協議会長	R 6 . 6 . 1	
小倉 直子	岬町食生活改善推進員	R 6 . 6 . 1	
中川 哲男	岬町住民代表	R 6 . 7 . 1	

<事務局>

岬町しあわせ創造部保健センター保健医療係（岬町立保健センター内）

3. 計画策定の経過

開催日	内 容
令和7年8月1日	新型インフルエンザ等行動計画（第2版）策定に係る 3市3町連絡会議（第1回） ・策定スケジュール検討 ・役割分担
令和7年9月30日	新型インフルエンザ等行動計画（第2版）策定に係る 3市3町連絡会議（第2回） ・計画基本案の検討
令和7年12月5日	新型インフルエンザ等行動計画（第2版）策定に係る 3市3町連絡会議（第3回） ・計画基本案の決定
令和7年12月	・3市3町計画基本案を本町行動計画（素案）作成
令和8年1月	・庁内意見照会（課長会議）
令和8年1月15日	令和7年度岬町健康づくり委員会 ・計画素案審議
令和8年1月	関係機関・学識意見聴取（書面） 大阪府泉佐野保健所、泉佐野泉南医師会、泉佐野泉南歯 科医師会、泉南薬剤師会、泉州南広域消防本部、りんく う総合医療センター
令和8年2月	大阪府意見聴取（書面） 医療・感染症対策課感染症グループ
令和8年3月	本庁行動計画（素案）最終稿作成
令和8年4月20日 ～5月11日	パブリックコメント ・意見なし
令和8年6月	岬町健康づくり委員会（書面報告）

岬町新型インフルエンザ等対策行動計画（第2版）

発行年月日 令和8年6月

発行 岬町

編集 岬町立保健センター（しあわせ創造部保健センター保健医療係）

〒599-0311 大阪府泉南郡岬町多奈川谷川2424番地の3

TEL：072-492-2424（直通）

FAX：072-492-2433
